

予約制

我商工発第36号
令和3年12月15日

会員各位

我孫子市商工会
会長 村越孝一

令和3年度「決算・確定申告・消費税等」個別指導会の開催について

謹啓 師走の候、会員の皆様には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。さて、確定申告の時期が迫り、決算の準備も着々とお進みの事と思います。商工会では、下記の日程により個別相談・指導会を行います。早めの時期にご予約され、お手続きを済まされます様、ご案内申し上げます。

敬具

日 程	時 間	場 所	指 導 内 容
2月 1日 (火)	午前10時00分から 午後3時30分まで (但し12時~13時まで は昼休みになります)	我孫子市商工会	新規及び複式簿記記帳者 決算・確定申告・消費税 個別相談・指導
2日 (水)			
3日 (木)			
4日 (金)			
2月 14日 (月)	同 上	我孫子市商工会	決算・確定申告・消費税 個別相談・指導
15日 (火)			
17日 (木)			
18日 (金)			
3月 1日 (火)	同 上	我孫子市商工会	決算・確定申告・消費税 個別相談・指導
2日 (水)			
3日 (木)			
4日 (金)			

●持参するもの

- ・売上帳、仕入帳、経費帳、その他帳簿（月計・年計を必ず行う）
- ・前年（令和2年分）の決算書及び確定申告書の控
- ・各種控除証明書（生命保険・損害保険・国民健康保険・国民年金他）
- ・従業員及び家族従業員の年末調整を行なった書類
- ・筆記具、印鑑

提出関係書類にはマイナンバーの記載が義務付けられていますので、対象となる方々のマイナンバーを必ず分かるようにしておいて下さい。依頼者（事業主）のマイナンバーを証明するものの写し（下記に掲げるいずれか）をご用意ください。

- ① マイナンバーカードの写し（両面）
- ② 通知カードの写し+運転免許証またはパスポートなど写真付のもの 写真付の証明書がない場合は、公的医療保険の被保険者証の写し、マイナンバー記載のない住民票など2種類
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し+運転免許証またはパスポート等写真付の証明書がない場合は、公的医療保険の被保険者証の写しなど2種類

裏面重要

指導は「完全予約制」となります。先ずはお電話を！

～決算・確定申告等の指導を受ける方へ～

決算・確定申告の指導については、経営指導員等の職員が対応させていただきます。また、マイナンバー制度の導入等により作業が繁雑になるため、予約制を取らせて頂きます。

つきましては、下記の事項をご確認の上ご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

●商工会では、申告期間中（所得税 2月 16日～3月 15日迄（消費税 3月 31日迄））商工会館にて、午前 9時、10時、11時、13時、14時、15時の 1時間毎に、申告指導の予約受付（土日・祝祭日を除く）を致します。

●月別集計表にまとめて持参し、決算書及び確定申告書の作成指導をご希望される方は、申告期間中に、ご予約の上ご来場ください。

●貸借対照表を作成し、青色申告特別控除(55万円)を受けられる方や、弥生等の会計ソフトを使って、ご自分で会計処理を行い最終の決算処理を商工会で行っている方は、1月 20日～2月 10日までの間に、ご予約の上ご来場をお願いいたします。

（商工会では電子申告は行えない為 65万円控除を受ける方はご自身での申告となります）

●領収書等の帳票書類をお預かりし、コンピュータに入力して決算・確定申告をご希望の方は、別途記帳代行手数料が必要になります。

なお、ご希望される方は、1月 28日までに帳票書類をご持参ください。

※国税庁では経費削減のため、商工会などの指導機関を通して申告された方々には、次年度以降の申告書用紙等の送付を行ってないとのことです。用紙が必要な方は商工会にお申し出下さい。

商工会が指導できる決算・確定申告の範囲は、小規模納税者（前年の所得 400万円以下）の申告所得税及び個人事業者の消費税に限る。（税理士法 第 50 条 第 1 項、他）と定められています。

譲渡所得や贈与・相続などの申告は、取り扱うことが出来ませんので、直接税務署にご相談ください。

※ご来所の際にはマスクの着用をお願いいたします。

お問合せ：我孫子市商工会 TEL04-7182-3131